平成２４年第４回美幌町議会定例会会議録

平成２４年　６月１９日　開会
平成２４年　６月２２日　閉会

平成２４年　６月２１日　第３号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　議案第４３号　美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第　３　議案第４４号　平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第３号）について
日程第　４　議案第４５号　平成２４年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）について
追加日程第1　決議案第１号　長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議について
追加日程第2　会期の延長について

○出席議員

１番	新鞍峯雄君	２番	大江道男君
３番	早瀬仁志君	５番	中嶋すみ江君
６番	松浦和浩君	７番	上杉晃央君
８番	岡本美代子君	副議長　９番	坂田美栄子君
１０番	宗像密琇君	１１番	大原　昇君
１２番	吉住博幸君	１３番	橋本博之君
議　長１４番	古舘繁夫君		

○欠席議員

４番　柏葉久子君

○地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
監査委員	髙木　清君		

○地方自治法第１２１条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷　良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	馬場博美君	経済部長	平野浩司君
建設水道部長	磯野憲二君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	鈴木元春君	総務主幹	高崎利明君
電算主幹	植木恒則君	住民活動主幹	丸山俊夫君
財務主幹	矢萩　浩君	政策主幹	武田孝司君
契約財産主幹	村田純一君	税務主幹	大平幸雄君
環境生活主幹	谷川明弘君	児童支援主幹	佐藤和恵君
福祉主幹	井上和俊君	健康推進主幹	立花八寿子君
農政主幹	髙木恵一君	公社主幹	広島　学君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	門別孝志君	建築主幹	佐藤　修君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	橋本美典君

事務連絡室次長	篠永幸男君	教育長	川崎俊郎君
教育部長	佐藤庄一君	学校教育主幹	藤原豪二君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	小西　守君
文化ホール建設準備主幹	石坂　聡君	スポーツ振興主幹	田村圭一君
農委事務局長	岩田憲次君	選管事務局長監査委員室長	嶋田秀行君

○議会事務局出席者

事務局長	浅野俊伸君	次長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	那須清二君

午前１０時００分　開会

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２４年第４回美幌町議会定例会３日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、８番岡本美代子さん、９番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後から欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　議案第４３号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　議案第４３号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　それでは、議案の２０ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４３号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の１７ページをお開きいただきたいと思います。

改正目的の主な内容でありますけれども、東日本大震災復興財源確保のために、地方税法の一部改正等に伴い、所要の税条例の改正を行うものでございます。

改正内容でありますが、大きく分けて２点、一つ目には町民税の改正、二つ目には町たばこ税の改正であります。

１点目の町民税の改正では、まず一つとして、年金所得者の申告手続簡素化のため公的年金以外の所得を有しない者について、年金保険者に提出する扶養申告書に寡婦（寡夫）の記載が追加されたことから、町への寡婦（寡夫）控除申告書の提出を不要とすることとなったものでございます。

施行日につきましては、平成２６年１月１日でございます。

二つ目でございますが、退職所得に係る住民税につきましては、昭和４２年から翌年度課税から現年度課税に変更されたことに伴いまして、その運用益を補てんする暫定措置といたしまして、当分の間ということで、１０％の税額控除が始まり、４０年以上経過したところであります。このたびの平成２３年度税制改正におきまして、東日本大震災復興財源確保のための税制措置として、この退職所得に係る個人住民税について１０％の税額控除、内訳といたしましては町民税が６％、道民税が４％でありますが、この特例措置を廃止するというものでございます。

施行日につきましては、平成２５年１月１日でございます。

３点目でございます。東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成２３年度

から平成２７年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源として個人町民税の均等割について、平成２６年度から平成３５年度までの１０年間、現行３，０００円から５００円を引き上げて３，５００円とするものでございます。

なお、道民税におきましても、同様５００円を引き上げるということで、道民税につきましては１，０００円から１，５００円になるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

大きな２点目としましての町たばこ税でございます。これにつきましては、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくために、我が国企業の国際競争力の強化を図る観点から、法人実効税率の引き下げ、内容は、法人税３０％から２５．５％に引き下げるものでございます。これに伴いまして、法人道民税６％、法人町民税１４．７％の減収を調整するために、特に町民税の減収が道民税よりもはるかに大きいために、道たばこ税の一部が町たばこ税に移譲されるものでございます。

内容につきましては、下の表にあるとおり、旧３級品につきましては、１，０００本当たり３０５円の増、旧３級品以外につきましては、１，０００本当たり６４４円の増ということで、町のたばこ税がこのように上がりますが、この分、道のたばこ税が引き下がりますので、たばこ税総体では変わりません。

施行日につきましては、平成２５年４月１日でございます。

根拠法令は、地方税法及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

なお、１８ページから２０ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　それでは、今の説明で２点ほどお伺いしたいと思います。

今回の改正の個人町民税の均等割、１０年間上がるということですけれども、平年ベースでどれぐらいの調定額で増収になるのかというのと、たばこ税の移譲分の増額になる部分についてお尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　税務主幹。

○税務主幹（大平幸雄君）　まず、御質問のありました均等割の引き上げによる増収の見込みですけれども、平成２６年度から町民税の均等割が５００円引き上げられるということでございますので、平成２３年度の実績から推計しますと、平成２３年度均等割の納付者数が１万９人でございますので、５００円引き上げますと５００万５，０００円の増収が見込まれます。ただし、均等割の納税義務者につきましては、ここ数年の状況を見ますと、年平均１００名程度減少してきているという状況でございます。

それから、たばこ税の税源移譲による増減収の見込みでございます。今回のたばこ税の税率改正につきましては、先ほど部長から説明ありましたように、法人税をもとに申告されます法人町民税の関係が減収となるものですから、それを補うためのたばこ税の税源移譲ということでございます。

それで、まず、減収となる法人町民税につきましては、平成２３年度の法人税割実績をもとに推計しますと、１５％減の１，１８１万３，０００円の減収が見込まれます。一方、たばこ税につきましては、平成２３年度の実績から推計しますと１４％増の２，５１３万６，０００円の増収が見込まれまして、差し引き１，３３２万３，０００円増収が見込まれる状況でございます。

それで増減同額とならないのは、本町の場合、ベースとなります法人町民税の法人税割の額につきましては、２３年度７，８７０万円の税収がございました。一方、たばこ税につきましては、２３年度１億８，０００万円の収入がございましたので、たばこ税のほうがはるかに多いということで、このように今回の場合は１，３００万円ばかりの増収が今後見込まれるという状況です。

ただ、このたばこ税につきましても、毎年５％ずつ売上本数が減ってきているという状況が今後とも続くと見込まれます。

以上で御説明を終わります。

○議長（古舘繁夫君）　７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　町民税の部分、平年ベースで５００万円ほどということで、毎年納税者が減ってくるということですけれども、今回の法律を見ますと、いわゆる地方公共団体の防災施策のために充当するということですので、町税ですから当然一般財源と思いますが、町長にお尋ねしたいのですが、この均等割増収分については、今後１０年間しっかり防災対策のためにわかるように充当するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　町税は一般財源ということでありますけれども、国も防災対策に力を入れようということですので、きのう、あるいはおとついの論議も踏まえて、特定財源ということにならないと思いますけれども、極力そういうことに使わせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第４３号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第４４号

○議長（古館繁夫君）　日程第３　議案第４４号平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の２３ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４４号平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第３号）について御説明を申し上げます。

平成２４年度美幌町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９６２万６，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９４億７，４２３万２，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、２６ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の補正について御説明を申し上げます。

造林事業用車両購入費ということで、期間、平成２４年度から２８年度までの５年間、限度額２１３万４，０００円の新規補正でございます。

これにつきましては、去る５月２２日、町有林造林事業用の車両、具体的には、車種、トヨタ・ランドクルーザーでございますけれども、これが町内の豊富の町道におきまして、町内企業が所有する車と物損事故を起こしました。車が全損状態ということで、廃車することといたしましたことから、この更新車両として、具体的には日産・エクストレイル、２０００ccの車でございます。これを北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業により購入をしようとすることの債務負担行為補正でございます。

借入条件は５年償還で、うち１年据え置き、借入利率は年利０．３％を見込んでおります。車両価格は２１１万９，０００円を見込んでおり、５年間の利子は１万８，７８８円を見込み、その中で平成２４年度の予算計上としまして４，５１１円を見込んでいることから、差し引きしまして、２５年度以降２８年度までの債務負担ということで２１３万４，０００円を補正しようとするものでございます。

次に、２７ページをごらんいただきたいと思います。

地方債について御説明を申し上げます。

起債の目的にあります食料供給基盤強化特別対策事業につきましては、経営体育成基盤整備事業の美禽地区事業について補助金の追加配分があったことから、平成２５年度以降に計画をしておりました土層改良２０ヘクタールを前倒しし実施することに伴いまして、町負担分に係る起債限度額を１５０万円増額し、２，４５０万円とするものであります。

今回の地方債補正の結果、平成２４年度の地方債借入額の総額は７億６，９７０万円となるものでございます。

それでは、次に３７ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

一番上に記載の財政管理事業費の印刷製本費でありますけれども、４４万９，０００円の増額補正、これにつきましては、自治基本条例を推進していく上で情報共有は住民参加のまず第一歩であります。平成２４年３月開催の自治推進委員会や、あるいはまち育出前講座の中でわかりやすい財政資料の要望が数多くありました。そういった中で、今年度の予算編、それから決算財政状況編という２種類のわかりやすい資料を全戸に配布しようとする印刷製本費でございます。

次の企画費、一般事務費の積立金でございますけれども、これにつきましては、４月１９日、元町３７番地にお住まいの平間道昭様から、びほーる整備に伴い、今後の文化事業充実に役立ててほしいと２００万円の御寄附をいただいたものと、４月２日から５月１８日までに２０件で１３万６，０００円のふるさと寄附金をいただいた分をふるさとづくり基金へ積み立てするものでございます。

次の地域振興事業費の補助金、まちづくり活動奨励事業補助金２００万円の増額でございますけれども、これにつきましては、自治会や町民団体がまちづくりのため、みずから企画し、自主的に取り組む活動に要する経費の一部補助を行う、まちづくり活動奨励事業補助金交付要綱というのがございますが、これを見直しまして、自治基本条例の目指す町民主体のまちづくりを一層進めるために、補助対象経費や補助限度額を増額するなど、事業の再構築によるものでございまして、設備投資に係るものを１００万円を限度とし、また、その他のものにつきましては５０万円を限度としまして、本年度分として設備投資分２件分の１３０万円、その他分として２件分の７０万円を今回合わせて２００万円ということで補正をしようとするものでございます。

その次の財政調整基金積立金２０万円の増額でありますけれども、これにつきましては、５月１７日、西１条北２丁目１３番地の１にお住まいの東郷ヨシ子様から、夫東郷芳様の御逝去に当たり、町のために役立ててほしいと２０万円の御寄附をいただきましたの

で、公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。

なお、年度末における公共施設整備基金の残高見込みは、７億３，３５０万３，０００円となる見込みでございます。

次の一般事務費積立金２万円の増でありますけれども、５月７日、２件、２万円のふるさと寄附金でございます。使途が子育てに役立ててほしいという趣旨から、福祉基金へ積み立てるものでございまして、福祉基金の年度末残高見込みは、３億４，７８１万９，０００円を見込んでございます。

次の在宅福祉事業費の増、修繕料１４万円でございます。これにつきましては、訪問入浴車両の１２カ月点検におきまして、経年劣化によるアッパーアームの不良とラジエーターの水漏れが発見されまして、これにかかる修繕料でございます。

次、３９ページをお開きください。

一番上段の保育園運営事業費の増、１４９万７，０００円でありますが、これにつきましては、美幌保育園の保育士が７月末退職するということに伴いまして、臨時保育士の補充分でございます。

その次の児童措置費、子どものための手当、あるいは子ども手当、児童手当でございますが、これにつきましては、児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、４月分以降の手当の名称変更による予算の組み替えでございます。

下のほうになりますが、農業費の一般事務費の増、消耗品１万７，０００円でございます。これにつきましては、平成２４年度から国が実施する新規就農農地集積事業の各種補助金を受けるために地域農業マスタープランの策定が必要となりまして、原原案作成のための事務費の補正を行おうとするものでございます。全額補助金充当でございます。

次の農業担い手確保育成事業費の増で、償還金利子及び割引料１５万円の増額でございますが、これにつきましては、平成２２年度交付の新規就農者等事業補助金１名分、５０万円につきまして、平成２４年４月離農によりまして、就農期間の案分によりまして５分の３の３０万円を返還金として、ＪＡ負担分としてその２分の１を、今回１５万円を補正するものでございます。

次、４１ページをお開きいただきたいと思います。

一番上段の牧野維持管理事業費、修繕料６２万円の増でございますが、これにつきましては、栄森牧場におきまして、春先の融雪水により通路が決壊したことによる修繕費の増でございます。

次、道営土地改良事業費の増、まず、経営体育成基盤整備事業美幌美禽地区分担金６９３万８，０００円の増額でございます。これにつきましては、先ほど地方債補正で御説明をいたしました美禽地区事業補助金追加配分による分担金の増額補正でございます。

次の土地改良事業団体連合会負担金でございます。３万９，０００円の増は、美禽地区事業の増に伴う連合会負担金の増でございます。

次、林業推進事業費の積立金２３７万円の増額につきましては、Ｊ－ＶＥＲ制度に基づくカーボンオフセット事業交付金が４月１０日入金となったことにより、未来への森づくり基金へ積み立て補正をするものでございまして、年度末基金残高見込みは１，７０２万４，０００円の見込みでございます。

次の町有林造林事業、償還金利子及び割引料につきましては、先ほど債務負担行為補正で御説明をいたしました造林事業用車両購入費に係る平成２４年度の利子額の増額補正でございます。

次、語学指導外国青年招致事業費の増でございますけれども、５２万５，０００円の増額でございます。これにつきましては、当初予算時点では、現在の語学指導外国青年、ＡＥＴは、平成２４年度においても８月からさらに１年間延長することとしておりましたけれども、このたび一身上の都合によりまして延長ができないこととなったことから、帰国

及び新任ＡＥＴの赴任旅費等を増額補正しようとするものでございます。

次、４３ページをお開きいただきたいと思います。

一番上段の教育振興事業の統合地区通学費補助金８万５，０００円の増額補正であります。これにつきましては、通学費補助対象者２４名から２６名に増加するものでございます。

学校管理事業費のＰＣＢ廃棄処分委託料５２万８，０００円の増額でございますが、旧美幌中学校に保管してありましたＰＣＢの処分費でございます。

特別支援学級の人夫賃１２７万１，０００円の増額でございますが、美幌中学校において介助を必要とする生徒が２名から３名に増加したことに伴う増額補正でございます。

次、図書館費の施設維持管理事業費、修繕料６万３，０００円の増額補正であります。これにつきましては、図書館の消防設備点検におきまして、非常誘導灯に老朽化による部品交換の指導、指摘があったことによる修繕料でございます。

次の活動促進事業費、消耗品の増額補正８万円でございます。これにつきましては、３月２１日に報徳２６８番地にお住まいの大屋委代様から１万円の御寄附があったこと、５月１２日、佛教振興会様から５万円の御寄附をいただいたこと、５月１１日、匿名の方から２万円の御寄附をいただいたこと、いずれも図書館蔵書充実のためという趣旨でございますので、図書の充実のために８万円を増額補正するものでございます。

次の博物館運営事業費の普通旅費、１６万８，０００円の増額でございますが、博物館における暖房設備改修補助事業の事前協議、あるいは情報収集のために、環境省あるいは経済産業省の出先機関、札幌でございますが、への旅費でございます。

一番下の段になります屋内体育施設維持管理事業費、修繕料、１５５万４，０００円の増額でございますけれども、それとあわせて工事請負費、Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事、マイナスの１５５万４，０００円であります。これにつきましては、Ｂ＆Ｇ海洋センターにおける熱交換器に水漏れが発生し、当初、工事請負費として組んでおりました分を、オープン前にこの部分はどうしても修理をしなければならないということによる組み替えでございます。

一番下、屋外体育施設維持管理事業費の修繕料３２万５，０００円の増額でございますが、陸上競技場本部席の男子トイレの給水管及びセンサーが凍結によりまして破損いたしましたので、これの便器の３基を交換するものでございます。

それでは、歳入の３３ページにお戻りいただきたいと思います。

一番上段の分担金であります。経営体育成基盤整備事業美幌美禽地区分担金の増、これにつきましては、地方債補正で御説明いたしました美禽地区事業の補助金追加配分による分担金の増でございます。

次の町営バス使用料の増、これにつきましても歳出で御説明をいたしました統合地区通学者の増による分でございます。

次の子どものための手当、子ども手当負担金、児童手当負担金、さらには、その下側にあります民生費道負担金の同じ内容でございますが、これにつきましては、先ほども歳出で御説明いたしました児童手当法の一部改正による組み替えでございます。

農業費補助金、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の増につきましても、美禽地区の追加配分によるものでございます。

戸別所得補償経営安定推進事業補助金２５万８，０００円の増、これにつきましても、歳出の農業総務費で御説明をいたしました地域農業マスタープランの策定の原原案作成事務費補助によるものでございまして、補助率は１０分の１０でございます。

一般寄附金、一般寄附金の増２０万円につきましては、先ほど御説明いたしました東郷ヨシ子様からの寄附金２０万円でございま

す。

ふるさと寄附金の増、これにつきましても、４月２日から５月１８日までの２２件のふるさと寄附金でございまして、ふるさと寄附金の累計は２，１１５万６，０００円となったところでございます。

社会教育費寄附金の増、２００万円につきましても、先ほど御説明いたしました平間道昭様からの御寄附によるものでございます。

図書費寄附金の増、７万円につきましても、先ほど御説明いたしました美幌佛教振興会からの５万円と匿名の方からの２万円の合計７万円の増額でございます。

次、３５ページをお開きください。

上段のふるさとづくり基金繰入金の増でございますが、歳出の企画費、地域振興事業費で御説明いたしました、まちづくり活動奨励事業の財源をふるさとづくり基金に求めるものでございまして、これによりまして、ふるさとづくり基金の年度末残高は８，９７５万１，０００円となる見込みでございます。

財政調整基金繰入金の増、５７１万７，０００円でありますけれども、３月２１日、報徳２６８番地にお住まいの大屋委代様からいただきました寄附金１万円と今回の補正財源を財政調整基金に求めるもので、財政調整基金の年度末残高は７億２０万１，０００円となる見込みでございます。

次の雇用保険納付金の増、６，０００円につきましては、先ほど御説明いたしました保育士退職による臨時保育士の補充による分でございます。

新規就農者等支援事業補助金返還金３０万円につきましても、歳出で御説明をいたしました離農による返還金でございます。

カーボンオフセット事業交付金につきましても、歳出で御説明をいたしましたＪ－ＶＥＲ制度に基づくカーボンオフセット事業交付金でございます。

最後の農業債の食料供給基盤強化特別対策事業費の増、１５０万円につきましては、地方債補正で御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　ちょっと確認ということで質問したいのですけれども、３７ページの総務費、企画費のまちづくり活動奨励事業補助金の２００万円と、３９ページの民生費の保育園費の保育園運営事業費の臨時職員賃金の２点であります。

まず１点目、まちづくり活動奨励事業補助金については、先般、委員会でも若干聞いたのですけれども、一つだけ聞きたいことありまして、この募集の仕方、もしくは町民に対しての周知の仕方の中で、今年度の締め切りだとか査定だとか手順が今どうなっているのか、当然、きょう、この採決が終わった後から募集が始まるのかなというふうに読んでいるのですけれども、その辺について若干、まず、確認をとりたいです。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　今、松浦議員から御質問のように、本日議決いただきましたならば、速やかに周知をしてまいりたいと思っております。具体的な手法はまだこれといったものは考えておりませんけれども、できるだけ広くお知らせをして募集をかけたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　ちょっと質問しにくい質問にはなるのですけれども、このまちづくり活動奨励事業の設備だとかの、要するにハードの分なのですけれども、僕はいろいろな活動をしている人、もしくは僕も活動しているのですけれども、公共の施設等に及ぶところの活動の場合、こういうのも該当になるのかと。要するに、民間の地べたでないところに対する活動をしている人ね。要するに、あくまでも対象は、ハードの分は、官、要す

るに国、道、美幌町の所有なり管理しているところ以外に及ぶハードということなのかどうか。動産も不動産も含めてでいいのですよね。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　ちょっと御質問の内容がいま一つ理解しにくいのですけれども、想定しているのは、ハードといいましても設備投資ということなので、例えばまちづくり活動をする上で必要な備品類等を想定しておりますので、その施設が公共施設とか民間の施設とかという、そういうのはちょっと概念を持っておりませんので、あくまでもまちづくりのために行う活動において、何らかの設備、備品等を必要とする場合は、それを対象とするという考え方でございます。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　わかりました。

それでは、次の保育料のことなのですけれども、たまたま今１人退職ということで、臨時職員と聞いたのですけれども、当然、正職員なのかなと思うのですけれども、その辺の確認をまずしたいです。退職は正職員なのか臨時職員なのか。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　美幌保育園についての退職は、正職員であります。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　であれば、また、毎年よく採用していますけれども、次年度は正職員に切りかえるという方向で認識していいのか。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　先ほど説明申し上げましたとおり、当面は、この正職員の後は、今年度については臨時職員を公募する中で採用していきたいと考えてございます。次年度については、今まで正職員で対応していますので、正職員で対応したいというふうに考えてございます。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　３５ページの新規就農者等支援事業補助金返還金３０万円のところと、４１ページ、教育費の語学指導の方が帰られるという、この２点をお聞きしたいのですけれども、まず１点目といたしまして、新規就農の方が離農された、ここをもうちょっと詳しく教えていただきたいのですけれども、何年ぐらい取り組んでいたのかとか、それから、離農の後、美幌から離れてしまうのか、この辺のことを詳しくお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　まず、補助金としては、就農奨励補助金ということで、農業従事者になれば、従事の年から２年以内に５０万円、それから５年後、従事して５年目から２年以内に５０万円という制度が、今改正しましたけれども、この時点ではまだ有効で生きておりました。その中で、農業を始めて２２年に、先ほど総務部長が説明しましたけれども、農業に従事して２２年にお金を交付しております。今回２年間、実質的には、先ほど２４年４月現在で離農したということですので、５０万円を支給して２年間農業に従事したということで、農協と協議をして、２年間の就農分の年度割でいきますと、２０万円を減免して、最終的に３０万円の返還を求めたということでございます。

もともとこの奨励金については、ＪＡと美幌町がお互いに２分の１ずつ出し合っているということですので、まず、本人から３０万円を返還していただいて、歳出のほうでその半分の１５万円についてはＪＡにお返しするというふうに予算を今回のせさせていただきました。

今回やめた理由としては、農業主であるお父さんが農家をやめざるを得なかったということでの農業従事ができなくなったということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さ

ん。

○８番（岡本美代子君）　次、４１ページの教育費のところですね、かわりの人が来るということなのですけれども、４月から始まって６月、余りにもちょっと早いかなというので、その辺で契約の切りかえのときが何月なのかということがありますけれども、本当にのっぴきならない特別な事情なのかな、それとも、もうちょっと契約のときにしっかり話し合いができていればどうだったのかなとか、ちょっとその辺のことをお知らせください。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君）　ただいまの御質問ですけれども、英語指導助手、ＡＥＴなのですけれども、１年ごとの契約更新となっております。

現在３年目なのですけれども、契約は８月２日までということで、８月２日で３年目を迎えるということになります。

それで１年ごとの契約ということで、ことしの２月、４年目どうですかということで確認したときには、あと１年ということだったのですけれども、今回、都合によりということで、自国のニュージーランドに帰るということになった次第でございます。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

１１番大原昇さん。

○１１番（大原　昇君）　４３ページ、委託料、ＰＣＢの廃棄処分委託料ですけれども、この中身を、いつごろから、そしてどのような保管方法だとか、いつごろ取りかえたとか、その辺の詳しいことを教えていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君）　今回、美幌中学校は４月で移転をいたしました。それで旧美幌中学校移転に伴いまして、ＰＣＢを含む高圧コンデンサ、それを使用しておりましたけれども、その処理ということで今回補正をいたすものでございます。

御存じのとおり、ＰＣＢは有毒物質ということで、現在は製造されておりませんけれども、平成２８年度までにＰＣＢの廃棄物を処理するということで、今回、処分費を見込んだ次第でございます。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　１１番大原昇さん。

○１１番（大原　昇君）　これ、移転をする際ですから、４月で、外して廃棄するというようなことでいいのですね。

あと、このほかにまだ公共施設、このＰＣＢを使っているような場所があるのかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　今回の対象になるＰＣＢについては、電気設備の高圧受電設備で使われるトランス、それから高圧コンデンサが対象となります。私どもの町においては、今のところ、ＰＣＢを使っている施設というのは、高圧コンデンサのみが該当する施設がございます。先ほど教育部長のほうから、２８年度までに処理しなければいけないというふうになっているのですが、現実には処理施設が室蘭にしかございません。それが計画的に処理をするということで、オホーツク地域については、平成２４年度に処理をするということで、役場にあるもの、もともと役場で使っていたもの、それから病院で使っていたもの、それから、処理場の横ですから、広域のごみ処理施設で使っていたものについては、当初予算で全部予算計上させていただいております。たまたま３月まで美幌中学校で使っていて、現実に受電停止をさせたのが４月末なもので、使っている分については問題ないのですけれども、停止した場合については即処理対象になるということで、補正させていただいたということで、ことし中に全部町の施設にかかわるＰＣＢの高圧コンデンサについては処理をさせていただく状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　私は、３７ページのまちづくり活動奨励事業の部分と、それから、先ほども質問ありました４１ページのＡＥＴの招致事業のところなのですけれども、１点目は、議長のほうにお願いしたいのですが、新たに、今までやめていたものを復活して町民の皆さんに使っていただくということですので、私も議員として多くの人に周知するために、この補助要綱につきまして、できましたら議会中に配付していただいて、それは配付の要望だけでございます。

それから２点目でございますけれども、ＡＥＴの事情はわかりました。次の新任のＡＥＴはいつごろ美幌町に赴任するのか、その予定がわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君）　ただいま財団法人自治体国際化協会というところにお願いをしているところなのですけれども、８月末かそれぐらいになるかなという予定でございます。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

１０番宗像密琇さん。

○１０番（宗像密琇君）　４３ページの一番下なのですけれども、屋外体育施設維持管理事業費の増となっていますけれども、中身としては、トイレが凍結によるという先ほどの説明でしたのですが、管理不行き届きでなったのか、それとも最初から水を落とすような装置をしていなかったのでそうなって、修繕料の増ということになったのか、その辺、説明をお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君）　先ほど総務部長が御説明いたしましたけれども、このトイレにつきましては、柏ヶ丘陸上競技場の本部席のトイレということで、冬期間につきましても使用はしております。それで、例年、暖房が入っているのですけれども、ことしは特に近年にない厳しい冷え込みということで、今までは何でもなかったのですけれども、今回、小便器が５基あるのですけれども、そのうちの３基が凍結により壊れたということで、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（古舘繁夫君）　１０番宗像密琇さん。

○１０番（宗像密琇君）　ですから、それは管理不行き届きということにはならないのか。一般家庭においても時期が来れば、いつ凍結してもいいような状態で管理しているわけなので、このタイトルが増ということ、事業費の増ということは、新しくつくるものと、それから今まで設置していない分をまた何か加えてやるから増ということなので、細かいことを言うようですけれども、これは管理ミスでもってこうなったと理解した場合には、確かに費用とすれば増ということなのかもしれませんけれども、その辺の解釈の問題だと思うのですが、あくまでも予期しないことで凍結したということで処理していいものかどうなのかというのがちょっと疑問に感じるのですが、もう一度御説明お願いしたいのですが。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（川崎俊郎君）　この細節の説明の中で、屋外体育施設維持管理事業費の増、この屋外体育施設は柏ヶ丘公園の陸上競技場もございますし、あるいはスキー場とか、そういう全体の経費をここで計上させていただいていて、今回の修繕料がふえたことによって、その全体の管理事業費がふえたという考え方というか、そういう見方をしていただければというふうに思います。

この修繕料でありますけれども、議員おっしゃるとおり、これだけ冷え込んだというか、例年にない冷え込みで、結果として暖房を入れていたのが、それで十分凍結しないような形での温度設定ができればということでありますから、議員おっしゃるとおり、そのことをもって管理不行き届きということであれば、まさにそのとおりだというふうに思い

ます。

ただ、この暖房を入れるに当たっても、通年このような状態というか、一定の温度設定の中でやることによって、さまざまな維持管理費や何かのことも実はございまして、ただ、こういう事態になりましたので、いつ何時温度が低くなって、こういうことが起こる可能性があるとすれば、当然それに対応した維持管理をしていかなければならないと、このように思います。

議員がこれをもって管理不行き届きという見方をされるということであれば、これはまさにそのとおりということであります。

○議長（古舘繁夫君）　１０番宗像密琇さん。

○１０番（宗像密琇君）　よく理解できました。

今後そういうこと、いい経験したと思うので、寒いときには凍結するのだぞということをよく、その辺よろしく管理のほどお願い申し上げて、終わります。

○議長（古舘繁夫君）　先ほど上杉議員からの質疑の中で、まちづくりの関係の資料を用意して、後で配るようにお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

１番新鞍峯雄さん。

○１番（新鞍峯雄君）　４１ページの一番上の牧野維持管理事業費の関係で修繕料ですか、栄森牧場の何か決壊という、先ほどちょっと全体をメモできなかったのですけれども、雨か何かの自然災害でしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　先ほど総務部長のほうから、春の雪解け水によるということをちょっとお話ししたと思いますので、自然災害というふうに理解しておりますので、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

場所については、栄森牧場でございます。そこの牧場の中に入っていく管理用の道路があるのですけれども、そこの道路が決壊したということです。牧場に入って、また奥に入るように道がついていますけれども、その道がなければ牛の入牧ができないので、そこに車で牛を連れていって、そこで地域の人が牛を放すというふうになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１番新鞍峯雄さん。

○１番（新鞍峯雄君）　それで、６２万円ですか、かかっておるわけですけれども、来年同じようなそういう事態は起こらないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　実態調査をしたところ、通常そんなに流れないだろうということで当時は管を入れていたみたいでございます。今回、融雪により水が大量に流れて、そこの道路の管が決壊したということですので、今後においては二度とそういうようなことが起きないような施工をして、また新たな修繕等が生じないように努力したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第４４号平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第４５号

○議長（古館繁夫君）　日程第４　議案第４５号平成２４年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　議案の４７ページをお開きください。

議案第４５号平成２４年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）の御説明を申し上げます。

平成２４年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億６，２９９万３，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更につきましては、「第２表　地方債補正」で御説明しますので、５０ページをお開きください。

第２表、地方債の補正であります。

今回の補正につきましては、一つに、公共汚水ます設置工事において、当初１０カ所２７０万円を計上しておりましたが、開発行為及び水洗化工事に伴いまして、公共汚水ます設置箇所を当初１０カ所から２３カ所に増加したことによる工事請負費１，２１０万円を追加します。

もう一つは、道道北見端野美幌線汚水管移設工事において、埋設する箇所で発生します産業廃棄物の処理費を増額しまして、工事請負費の２４０万円を追加するものであります。追加します２４０万円のうち、６０万円は汚水管施設補償の増額により、残り１８０万円と追加します公共汚水ます設置工事分の１，２１０万円を合わせて１，３９０万円を地方債に追加して、公共下水道事業の限度額を３，１１０万円に補正を行うものであります。

事項別明細の歳出、５６、５７ページ及び歳入の５４、５５ページにつきましては、今の地方債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明しましたので、よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　１点であります。５７ページ、公共汚水ます設置工事についてであります。

今の説明、１０カ所分、当初にあったと。それが２３カ所にふえた。数的にはわかりましたが、この金額のはじき方において、設置工事の特色があれば、例えば特殊なますを入れるとか、管延長が普通よりは長いのだとか、いろいろなことがあろうかと思うのですよ。特色があればお示ししていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　当初予算に計上しました金額、１カ所当たり２７万円でございますけれども、標準的な部分の中で取りつけ管径１２５ミリ、取りつけ管延長を３メートル、舗装復旧延長２．８という形の部分の、土かぶりだとか深さは違いますけれども、そういう形の部分で２７万円を計上しています。

今回、補正の原因になっています、追加した理由なのでございますけれども、標準の取りつけ管延長３メーターではなくて、既に当初予算の中で発注いたしました美禽地区におきます汚水ますの設置位置なのですけれども、取りつけ管延長が５７．１メーター、それから舗装復旧延長が３２．３で、２１５万２，５００円という形の部分で増額となっております。新たにそれぞれ申し込みが予定されています見込みの部分の中で、一番大きなものでいきますと、元町の中で今開発行為が予定されておりまして、開発行為されるところの汚水ますの取りつけ管延長が８５メーター、小型汚水マンホール、内径２００の３カ所、それから取りつけ管として１２５の取

りつけ管で、延長４メーターの１１カ所という形の部分の中で、それぞれ見込みの中の部分でいきますと、標準の３メーター以上の部分の中で増額しているという状況でございます。

○議長（古舘繁夫君）　１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　特色はわかりましたが、今、造成工事のお話が出たと思っています。本来、それだけの延長がかかるとすれば、造成される土地に、管はその量によって変わるのですが、本来は本管を入れるべき話にも聞こえるのですが、そこら辺の理解はどういうふうに示したらよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　議員のおっしゃるとおり、本来であれば、マンホールから本管を入れまして、本管は２００以上の管を入れてしますけれども、今回のこの部分の造成する開発行為の箇所につきましては、汚水管から取りつけ管をつけた中で、取りつけ管を適用しながら汚水管を入れると。要は、管径的に１５０ミリということで、本管適用にしない形、なおかつ分岐に当たっては、本管のマンホールを設置しないで、取りつけ管、支管をつけた中で工事をしていくことになりますので、適用的にいうと本管工事ではなくて、汚水管の取りつけ管工事という形で、汚水ます設置工事の中で適用させていただいております。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第４５号平成２４年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開を１５時といたします。

午前１１時０４分　休憩

午後　３時０６分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの平成２４年度一般会計補正予算（第３号）の中で、総務部長より説明の訂正をしたいとの申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　大変申しわけありません。議案第４４号の中で、説明を一部訂正させていただきたいと思います。

２６ページでございます。第２表、債務負担行為補正で御説明いたしました造林事業用車両購入費の債務負担行為でございますけれども、この説明の中で、更新車両につきまして、日産・エクストレイルと車種を限定するような説明をいたしたわけでございますが、実際には車種を限定せずに、日産・エクストレイルクラスということで、何社かのメーカーの車種に絞った中で競争の見積もり合わせをするということでございますので、御訂正をいただきたいと思います。

◎議会運営委員長報告

○議長（古舘繁夫君）　先ほど議会運営委員会を開きましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

坂田美栄子議員外１１名から、長期欠席者における議員報酬等の取り扱いに係る調査のため、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議案の提出があったので、

日程第４の次に追加日程第１として審議することにいたしました。

以上、委員長の報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、坂田美栄子さん外１１名から、長期欠席者の議員報酬等の取り扱いに係る調査のため、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議について直ちに日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　賛成多数です。

したがって、坂田美栄子さん外１１名から、長期欠席者の議員報酬等の取り扱いに係る調査のため、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることは可決されました。

◎追加日程第１　決議案第１号

○議長（古舘繁夫君）　追加日程第１　決議案第１号長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、１３人の委員で構成する長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会を設置して、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件は、１３人の委員で構成する長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会委員の選任

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

ただいま設置されました長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第７条第１項の規定により、１番新鞍峯雄さん、２番大江道男さん、３番早瀬仁志さん、４番柏葉久子さん、５番中嶋すみ江さん、６番松浦和浩さん、７番上杉晃央さん、８番岡本美代子さん、９番坂田美栄子さん、１０番宗像密琇さん、１１番大原昇さん、１２番吉住博幸さん、１３番橋本博之さん、以上１３名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました１３名の方を長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

直ちに、正副委員長の互選を行いたいと思います。

暫時休憩をいたします。

第１、第２議員控え室において特別委員会を開催し、正副委員長の互選をしてください。

午後　３時１２分　休憩

午後　３時４６分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告をいたします。

休憩中に長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、報告します。

委員長、坂田美栄子さん、副委員長に上杉晃央さん、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

会期延長についてを日程に追加し、追加日程第２として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、会期延長を日程に追加し、追加日程第２として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第２　会期の延長について

○議長（古舘繁夫君）　追加日程第２　会期延長についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を６月２２日まで１日間延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、６月２２日まで１日間延長することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君）　本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

午後　３時４８分　延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員